

第42期 事業計画書

自 令和 7年 7月 1日

至 令和 8年 6月30日

<総務部>

1. 各部の行う事業に協力し、協会業務の円滑な推進を図る。
2. 事務処理・各種会議の効率的運営を工夫する。
3. 関係団体との連絡協調に努める。
4. 協会の運営への理解を図るため「理事会報告」を配信する。
5. 広報誌への寄稿等により広報活動を推進する。
6. 官公署等の担当者や一般の方を対象とした講演会を開催する。 …※4
7. 社員の拡大に取り組む。

<経理部>

1. 公益法人会計基準による関係書類の作成および会計事務の円滑化を図る。
2. 公認会計士による外部監査を実施する。
3. 財務に関する公益認定基準を遵守し、適正な会計処理を進める。
4. 公益法人法の改正に対応した経理業務の確認・点検を行う。

<業務企画部>

1. 業務啓発部と協力しながら、官公署のニーズを業務啓発に結びつけるために必要な企画を検討する。
2. 公嘱協会の内外に対する公共嘱託登記に関する知識の普及を行う。 …※4
3. 業務啓発活動が効率的に機能するために必要な企画を行う。
4. 業務内容の拡大のため新規事業に関する情報収集を行う。
5. 公嘱協会の発展に関わるプロジェクトチームの管理・運営を行う。
6. 嘱託登記に関する相談窓口を協会事務局に引き続き常設する。 …※4

＜業務啓発部＞

1. 業務企画部と連携し、パンフレット・ホームページ・プロジェクトチーム等
を活用して公益社団法人としての業務啓発活動を継続して行う。 …※ 1
2. 業務啓発活動における目標達成のための情報の収集及び分析を行う。
3. 登記基準点設置のための調査、設置を推進する。 …※ 2
4. 境界標の全点設置を目標とする。 …※ 3
5. 周辺府県及び近畿一円における業務啓発活動を継続して行う。

公益目的事業

不動産に関する権利の明確化推進事業

事業の概要

- (1) 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
- (2) 地図整備の促進等に係る受託事業（関連事業） …※ 1
- (3) 登記基準点設置事業（自主事業） …※ 2
- (4) 境界標埋設事業（自主事業） …※ 3
- (5) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業（自主事業） …※ 4